

平成 30 年 1 月 24 日
(修正：平成 30 年 1 月 29 日)

特定原産地証明書 申請者各位

日本商工会議所 東京事務所

証明書の返納時の『第一種特定原産地証明書 返却届』提出のお願い

第一種特定原産地証明書は、記載内容に誤りがあるなどの理由で再発給を受ける場合には使用しなくなった元の証明書の返却が義務付けられています。

ほかに、取引の中止等で受給したものの使用しなくなった証明書を発給事務所に返却することを希望する場合には返納を承っておりますが、窓口にて返納理由を都度確認のうえでの受付となります。

今般、よりスムーズに証明書の交付事務が行えるよう、『第一種特定原産地証明書返却届（以降、「返却届」という）』を新たに用意いたしました。

証明書の返却・返納の際には、誠にお手数とは存じますが、必要事項記入済みの「返却届」を添えてご提出くださいますようお願いいたします。

窓口での返却・返納にあたり「返却届」がない場合には、返却理由を確認の上での受付となりますが、交付業務を優先させていただきますので、混雑状況により順番が後になります。予めご了承ください。

また、郵送で返却・返納される場合においても、返納理由の確認のため、返却届をご同封くださいますようお願いいたします。

第一種特定原産地証明書 返却届

<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/henkyaku-form-tokyo.pdf>